

東吾妻町告示第 86 号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第2項の規定により、本町区域内の字の区域を次のとおり変更する旨、告示する。

この処分は、土地改良法（昭和24年法律第195号）第54条第4項の規定による換地処分の公告があった日の翌日からその効力を生ずるものとする。

平成27年 9月17日

吾妻郡東吾妻町長 中 澤 恒



変 更 調 書

大 字	字	地 番
松 谷	新 井	207の1、208の1、209の1、209の2

上記区域（同区域に隣接する水路である町有地の全部を含む。）及び大字松谷字久々戸80の1に隣接する字新井の道路である町有地の一部を大字松谷字久々戸に変更する。

大 字	字	地 番
松 谷	久々戸	69の5、70の1の一部、70の2の一部、 71の1の一部、71の2の一部、72の3の一部、 72の5の一部、73の一部、74の一部、79の一部、 80の1の一部、82の1、83の1、84、86の1
	大割目	455の一部、456の1の一部

上記区域（同区域に隣接介在する道路、水路である町有地の一部を含む。）を大字松谷字新井に変更する。